

重 点 要 求 書

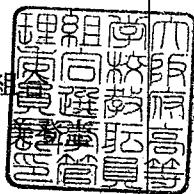
2016年12月11日

大阪府教育委員会

教育長 向井 正博 様

大阪府高等学校教職員組合

執行委員長 近藤



大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行います。誠意ある回答をお願いします。

- (1) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (2) 「評価・育成システム」の改定により、「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。授業アンケートの活用に関し、「手引き」に沿って運用されているか、また、教員評価の昇給・勤勉手当への反映に変化があったのか、等につき明らかにしたうえで、高教組と協議を行うこと。
- (3) 臨時の任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃等、処遇の抜本的改善をはかること。相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
- (4) 非常勤職員の労働条件は常勤職員と密接に関連するものであることから、非常勤職員、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。少なくとも常勤職員の給与改定にあわせて報酬単価を引き上げること。
- (5) 非常勤講師などの非常勤職員に、所定労働時間を超えて生徒対応などの勤務が生じた場合は、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すること。
- (6) 教育課程に位置付けられる土曜授業の実施については、学校5日制の意義をふまえるとともに、府立学校長を指導するなど、育児・介護要件や週休日の振替、校内体制など教職員の勤務労働条件への負担増とならないようにすること。
- (7) 学校図書館教育の充実に伴い、司書業務担当職員への時間軽減にかかる非常勤時間数の拡充や、非常勤時間数の適正配分を行うなど、担当者の負担軽減の方策を講じること。
- (8) 校務支援システムなど、ネットワーク管理に従事する教職員のVDT作業における労働衛生環境の改善等のための負担軽減策を講じること。

- (9) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。増大する時間外勤務や多忙化を減少させるため、有効な対応策を講じること特に、「教職員の業務負担軽減に関する報告書」で記載されている①部活動の見直しと④これまでの取組のさらなる推進の項につき高教組と協議すること。
- (10) 時間外勤務について、労基法36条に基づく協定を各学校において早期に締結できるよう、推進すること。
- (11) 各学校での安全衛生委員会の活性化をはかるよう、周知につとめること。とりわけ、時間外労働の縮減による職員の健康保持・増進が安全衛生委員会で取り組むべき事項であることを徹底すること。また、安全衛生委員会が各学校において、府立学校労働安全衛生規程と労働安全衛生法に基づいて適正に機能するよう指導すること
- (12) 「改正労働安全衛生法」に基づく、医師・保健師などによる職員の継続的なストレス把握など系統的な対策を確立すること。「ストレスチェック」に関しては、職員の健康管理と密接に関連するものであることから、高教組と十分に協議すること。
- (13) 障害のある教職員に対し、持ち時間減等の配慮を行うとともに、障害に最も適合した労働環境・職務内容・勤務形態を個々のニーズに合わせて整備すること。改正障害者雇用促進法にもとづく「合理的配慮」については、府教委として誠実に対応すること。現在取られている「措置」を拡充すること。
- (14) 障害のある生徒に対する「合理的配慮」については、府教委としての対応要領の策定、教職員への周知、必要に応じた人的措置など、教職員の多忙化・負担増につながることのないよう配慮を行うこと。
- (15) 高等学校就学支援金事務等について
申請数や納入督促数などにみられる繁忙を極める学校に対し、必要な人材の確保や賃金職員配当の改善を図るなど、学校事務職員の量的業務負担の軽減を図ること。
- (16) 税務等との関連で職員のマイナンバーを収集することについては、個人情報の保護に努めるとともに、現場に事務処理作業が発生する場合は、円滑な事務処理をすすめるなど、極力職場に負担がないよう実施すること。
- (17) 高等学校等就学支援金等に関し、教職員が保護者や子どもたちの個人番号を取り扱うことが想定されることから、現場教職員が、不安なく職務を遂行するために、「マイナンバー制度」にかかる留意点等を理解するための研修や周知策を講じるなど、本人確認事務等で新たな負担が生じないよう配慮すること。
- (18) パワーハラスメント防止指針の周知に努めることをはじめ、実効あるパワハラ対策を行うこと。